

よりこ  
武藤頼胡の

## 人生の仕舞い方



長い連休に私は入院して手術しました。昨年から計画したことです。子宮の病気で、手術は16歳の時から3回目。これで完治です。私の令和は身体のケアから、良いスタートです。

今回も財産の行方にについての相談です。「長男の嫁には世話をなつたので財産を全てあげたい。どうしたらいいでしょうか?」。相談の対象者は長男の嫁ですが、他にも孫やおい、めい

を考える方もいると思います。私も子どもだけでなく、ある団体にも自分の財産を寄付するような遺言を作成しています。悩みの基礎として知つてほしいことは法定相続人の範囲と遺言の意義、生前贈与、そもそも相続

## 遺言あれば最優先に

方法と言われます。ない場合は「話し合い」となり、うまくいかないと調停や裁判になります。

うまくいかない時は、法定相続分通りとなります。要は話し合いの時は皆が納得すれば法定相続分で分けなくても良いのです。相談では「長男の嫁に」とあ

とは——です。3回にわたり説明します。

人が亡くなつた時の財産は「相続人全員の共有」になります。遺言は、ある場合に最優先されます。そのため遺言は、自分が思つた通りに財産を継承できる

ります。残されるものに依頼しておいて、実行してもらうといふことも可能です。ただ、嫁は法定相続人ではありません。話し合いでまとまらない場合は、蚊帳の外になります。「お願い」だけではなく、遺言など法的効力のあるものがあれば確実です。

「相続」は単にお金の継承ではありません。相という漢字ではありません。相という意味は「ものの姿、様子」という意味です。それを続けることが相続です。思い、家訓なども伝えることができます。がら、もめることなく、つないでいきたいもの。次回は法定相続人について書きます。

(終活カウンセラー協会代表 理事) (次回は6月4日付)

